

院外処方箋における疑義照会プロトコール Ver6 改定説明資料

＜薬剤師による用法変更について＞

院外処方箋の用法を確認した場合については、疑義照会無しに用法を変更できるものとする。

- ・リパクレオンカプセル/顆粒 食直後以外の時「食直後」へ

＜薬剤師による剤型変更について＞

ヒルドイドローション（ヘパリン類似物質ローション）の剤型については、「乳剤性」と「水性」の製品間の変更を可能とする。

（患者さんと相談の上調剤をすること）

＜「調剤後薬剤管理指導料」について＞

「調剤後薬剤管理指導料」が算定可能条件の患者がいるときに、調剤薬局の薬剤師の判断によって加算の算定を可能とする。

対象患者：

「心疾患による入院歴のある作用機序が異なる複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者」

算定条件として、医師の了承を得る必要あるが医師の了解は疑義照会せず、文書にて情報提供することによって報告を行うこととする。

（点数 60 点（月 1 回まで） 調剤日とは別の日に聞き取りを行う）